

2016 年最低賃金の改定について

各都道府県にて 2016 年度の最低賃金の改定に関する答申が、各都道府県から都道府県労働局に提出されました。

全国平均は 823 円となり、前年度から 25 円上昇する見込みです。これにより、全都道府県の最低賃金が 700 円を超えることとなります。

最低賃金の大幅引き上げは特に 2005 年頃から顕著（下図参照）であり、その目的はこの生活保護受給額との逆転現象の解消でありました。

直近では景気的情勢を鑑みた政府が賃金上昇方針を掲げており、引き続き大幅改定となりました。特に全国平均で 25 円の上昇は、2015 年改定時の上昇（18 円）を更に上回っており、その影響は大きなものになると予想されます。

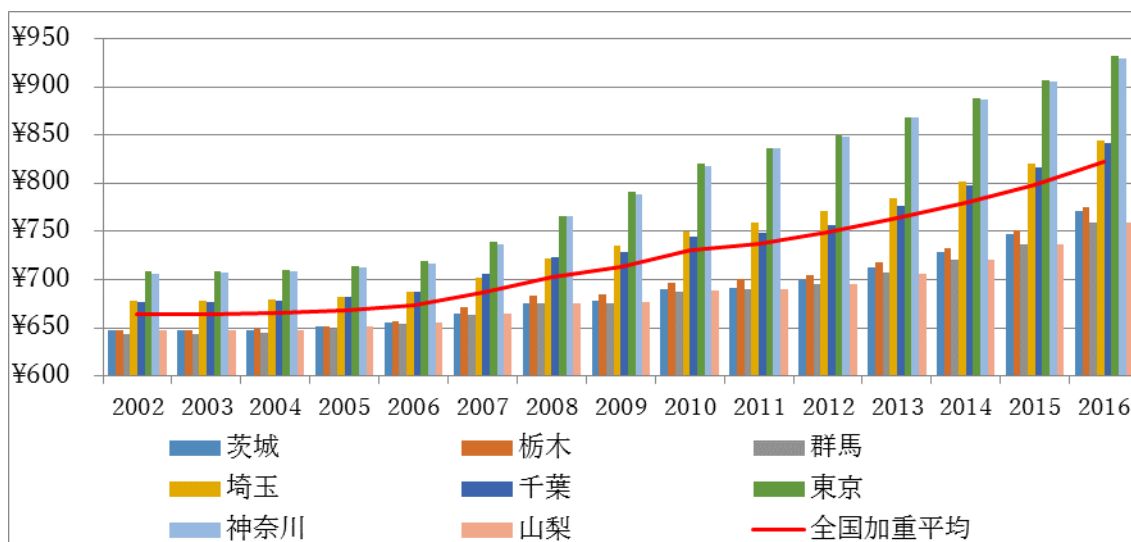
弊社といたしましては最低賃金の引き上げは人事施策に大きく影響を及ぼすものと捉えており、関係の方々にはいち早く情報提供をさせていただきたいと存じますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

【表：関東圏の 2016 年最低賃金（答申での金額）】

（単位：円）

地方自治体名	改定前最低賃金	改定後最低賃金	引き上げ額
茨城	747	771	24
栃木	751	775	24
群馬	737	759	22
埼玉	820	845	25
千葉	817	842	25
東京	907	932	25
神奈川	905	930	25
山梨	737	759	22

【図：関東圏及び全国加重平均の最低賃金推移】



以上